

# オータン司教レウデガリウス（六六三—六七八）の錯覚 —七世紀後半の司教による都市支配再検討—

杉 浦 武 仁

## はじめに

メロヴィング期における司教の存在は、一般に司教支配という概念で捉えられてきた。五世紀から八世紀前半までの時代範囲で、史料の上で散見されるガリア司教のさまざまな活動の形跡は、多くの研究者の間で司教支配を示す恰好の実証素材となってきた。今回考察対象とするオータン司教レウデガリウス「*Leudegarius*」の事例も例外ではない。メロヴィング期の司教支配権の実態について、地域別に極めて詳細な検討を加えたカイザー Reinhold Kaiser によって強調され、レウデガリウスが都市支配者であったとする理解は今日に至るまで通説的な位置を占めてきた。

もちろん、都市支配という概念を用いるための指標を一

義的に定めることはきわめて困難であるが、レウデガリウスが都市支配を掌握していたとする根拠として、多くの研究者は次のような事実を指摘している。すなわち、レウデガリウスが都市内においては、さまざまな公共事業に取り組み、都市の防禦者としても力量を発揮し、また都市外では、七世紀後半の政治的混乱期において、中央の政治に關与しうる程の影響力を持つていたことである。これらの事実が、レウデガリウスを都市支配者と見なすに足る充分な証左となっているとされる。こうした所見から、カイザーは、七世紀後半における領域的な司教支配を想定し、レウデガリウスもそうした事例のひとつとして挙げている。

ところで、都市の裁治権は本来的に伯と呼ばれる国王役人の手中にあったので、その限りにおいて、司教の存在意

義は、都市民の精神的指導者としての意味において見出されなければならぬ。それゆえに、こうした立場にあった司教が事実上の都市支配者に成長するためには、何らかの転換点を通過しなければならなかった。この問題について、これまでの研究者たちが提示してきた見方は大きく分けてふたつある。つまりひとつは、王権から公的権限を委託されることによって、司教は都市支配を実現するための制度的な基盤を備えるに至ったとする「王権代行」論であり、もうひとつは、とくに王権の凋落に伴い、公的権限を獲得するに至って、司教支配は実現したとする「公権奪取」論である。そして、カイザーの見解に代表されるように、司教支配を強調する現在の通説は、「公権奪取」論に傾いている。

しかし、それぞれ時代背景や地域特性を持つがゆえに、個々の事例はきわめて多様である。すなわち、どちらかの正当性のみを主張することはできない。ただし、ここで指摘せずにはいられないのは、いずれの立論も、都市民との関係を等閑視しており、司教は常に都市の指導的立場もしくは都市支配者であったことを、考察の前提としていることである。

たしかに、六世紀後半の政治的混乱期において、都市生活の経済的援助を国王に申し出ていたのは司教であった。都市内のさまざまな公共事業に携わっていたのも司教であった。これらの事実から、当然都市指導者もしくは都市支配者としての司教のイメージが出来あがってくる。しかしながら、当時の司教の一般的な実像を示していたのだとする結論は、性急に過ぎるのではないだろうか。なんとすれば、都市民に対して支配と言えるほどの強制力が発揮されていたことを、史料から確認できないからである。

このことについて、いくつかの聖人伝を詳細に検討し、通説とは異なる司教のイメージを描き出したのが、フォーエイカー P. Fouracre の『メロヴィング朝後期のフランス』という著作である。カイザーらの通説的見解が提示する立論の根底にあるのは、常に司教支配と呼ばれる概念であった。これに対して、フォーエイカーは、政治的変動期における地方権力の在りようとの関連から司教の存在と役割を描出しようとした。こうした取り組みは、上述の「公権奪取」論と「王権代行」論では十分に明らかにされたとはいえないメロヴィング期の司教像について、新たな実像を提示するものである。フォーエイカーは、史料の綿密なる検

討を第一と考える。そして、とくに注目されるべきは、オータン司教レウデガリウスの事例についての検討であり、これまでの解釈に新知見をもたらした。

本稿の目的は、通説が頻繁に持ち出す司教支配という概念がどこまで有効であるかを検討し、メロヴィング期における司教の実像の一端を明らかにすることである。

まず第一章ではレウデガリウスがオータン司教に叙任される前後について触れておきたい。第二章では、有力貴族エプロインEbroinとの関係を跡付けつつ、都市オータンにおけるレウデガリウスの立場について検討する。ここで得られた知見を補強する形で、最後の第三章では司教の領域支配に関して独自の試論を提示したい。

## 第一章 オータン司教叙任の前後

### — 考察の前提として —

レウデガリウスがオータン司教に叙任される前後を知るためには、『レウデガリウスの殉教者伝』(以下『殉教者伝』と略す)が唯一の情報源となる。この史料については、現在三つの版が写本として残っており、これをもとにした

『殉教者伝』の内容は、中世ラテン語史料集 Monumenta Germaniae Historica のなかに収録されている。まず、最初の版は、オータン司教ヘルメナルHermenarが、或る修士に作成を依頼した版で、六八〇年から六九三年の間に作成されたもので、九世紀初頭の写本が残存している。そして、二つ目が、ポワティエ司教アンソアルドAnsoald(六七六—六九六)および、同じくポワティエの聖マクセンティウスMaxentius修道院長アウドゥルフAudulfの指示によって、ウルシヌスUrsinusと呼ばれる人物によって著された版である。この版については、八世紀半ば頃の写本がある。最後に、十世紀前半の写本に基づいた版がある。この中で、レウデガリウスの生存中に近いものは前二者であるが、二つ目の版はレウデガリウスを司教ではなく、ネウストリアの宮宰とみなすなど不可解な部分があるため、信憑性に欠けると言われている。とすれば、オリジナルではないという制約があるものの、利用する価値のある史料として活用する。

この最初の版の『殉教者伝』によれば、レウデガリウスは貴族家門の出身であり、幼少の頃からクロタール二世

Chlothar II. (N. 五八四—六二九、A.B. 六一—六二九)<sup>13</sup>のパリ宮廷において教育を受け、その後ポワティエ司教デイドDido (六二八—二九—六六九/七〇)の下で養育された。<sup>14</sup>おそらく司教に叙任されるための素養や政治的手腕などは、宮廷時代とポワティエにおける長期滞留の時期に培われたものであろう。

ポワティエの助祭となったレウデガリウスは、裁判権を行使できたようであるが、それは、当時の聖職者の政治的機能を知るうえで興味深い。<sup>15</sup>さらに、レウデガリウスはポワティエの聖マクセンティウス修道院長を経て、六六三年にオートン司教に叙任されるに至った。<sup>17</sup>司教叙任の直前には、オートンにおいて二人の人物が騷擾を巻き起こして、これを鎮めるために、王妃バルティルドBalthildとその息子クロタール三世Chlothar III. (B.N. 六五七—六七三)は、レウデガリウスをオートン司教に任命することを決定したと考えられる。<sup>18</sup>レウデガリウスは、宮廷から直接地方に派遣されてはいないが、七世紀後半のこの時期においても司教叙任の制度が、王権の手中にあったことは興味深い事実である。<sup>19</sup>トゥールーズのエレムベルトErembertやリヨンのゲネシウスGenesiusもレウデガリウスと同時代の

人物であり、国王によって地方に派遣されている。<sup>20</sup>

さて、オートン司教に叙任された後のレウデガリウスの業績は目覚しく、「殉教者伝」の記述だけでも、大聖堂、聖シンフォリアヌス修道院、家屋ならびに市壁の修築に力を注いでいたことがわかっている。<sup>21</sup>教会の建設事業の例は他の司教の場合においても頻繁に看取されるが、一方で市壁の修築が行われたことは、都市の防禦大権が国王役人から司教の掌中に移行し、まさにこれでもって司教支配権が成立したとして、カイザーらの「公権奪取」論が注目してきた事象である。<sup>22</sup>また、都市内外に点在する教会や修道院の裁治権についても、レウデガリウスは掌握していた。例えば、教皇グレゴリウスが六〇二年に付与した特権によって、オートン司教区内の施療院、ノートルダム女子修道院と聖マルティヌス修道院長の任命権などは、当時の王妃ブルニヒルドBrunhildに帰属するものとなっていた。しかし、レウデガリウスは王族に帰属すべきこうした権限さえも、自己のものにしてしまったのである。<sup>23</sup>

これらの事実から、少なくともレウデガリウスの時代においては、司教支配権の確立が実現したとこれまで考えられてきた。カイザーは七世紀の後半以降に、司教の自立的

な領域支配が始まると考え、レウデガリウスも当然そのカテゴリーに含まれる。<sup>24</sup> たしかに、王権から叙任を言い渡されたとしても、その後国王がレウデガリウスに何らかの働きかけをしたという記録は全く残っていない。これは、七世紀前半のカオール司教デシリウス Desiderius（六三〇—六五五）と国王の間で、書簡がたびたび交わされていたことと対照的なように思われる。レウデガリウスの司教在任中は、有力貴族エプロインによって王権が篡奪され、政治的にも不安定な時期であった。このような実情の中で、王権の意に添わない有力貴族が台頭したことは事実である。それと連動するかたちで、司教に叙任された後のレウデガリウスも王権から自立する地方支配者となりえたのかもしれない。後述するように、エプロインとの確執の中のレウデガリウスの立場は、明らかに政治的に一定の影響を持つ有力貴族のそれである。しかしながら、これらの事実からオータンにおける司教支配権との直接的な関わりが即座に指摘できるのだろうか。レウデガリウスは都市オータンにおける支配基盤を維持した司教として認められるだろうか。こうした問題関心を持ちながら、『殉教者伝』におけるレウデガリウスに関わるさまざまな事件の経過を

辿りつつ、都市民との関係の内に見出される、都市内におけるレウデガリウスの立場について検討してみたい。

## 第二章 都市オータンにおける司教レウデガリウスの立場

これまでの研究者が注目してきたのは、都市の防禦者としてのレウデガリウスの立場である。本来都市を防禦すべき人物はオータン伯であるが、その役割を司教レウデガリウスが担っていたということで、レウデガリウスは明らかに都市支配者であったと、通説は述べているのである。<sup>26</sup> オータン伯が史料に登場していない以上、伯との関係で言えればこうした理解は正当である。<sup>27</sup> しかし、実際に司教が都市民に対して支配権を行使していたことが確認されない限り、レウデガリウスを都市支配者とみなすことはできないだろう。都市民と司教との関係がどのようなものであったのかという問題は検討の余地がある。

都市民との関わりの中で、レウデガリウスの立場を理解するためには、『殉教者伝』に頻繁に登場するエプロインとの確執関係を無視することはできない。というのも、エ

プロインの政治的な行動のうちに、レウデガリウスの個々の局面におけるさまざまな特徴を見て取れるからである。<sup>28)</sup>

エプロインはバルティルドの時代の宮廷有力貴族であり、のちにネウストリア分国の宮宰に就いた当初は、クロータール三世とバルティルドとの信頼関係を維持していた。しかし、こうした王との友好関係にもかかわらず、エプロインは六六四／六五年にバルティルドの政権を奪取り、宮廷での権力基盤を強固なものにしていった。<sup>29)</sup>

こうした政治的背景の中で、当初良好なものであったエプロインとレウデガリウスの関係は変化していく。六六六年にエプロインの家修道院に宛てられた特権文書が伝来しており、そこにおいてレウデガリウスは署名を施している。<sup>30)</sup> それゆえ、六六六年以降が両者の友好関係が敵対関係へと変る分岐点ということになる。具体的にどのような事件が契機となつて、レウデガリウスとエプロインの確執が生じたのかについては全く不明であるが、エプロインによる独自の権力行使は、レウデガリウスにとってきわめて脅威的なものであったと思われる。例えば、エプロインは勅令を發布し、ブルグンドからのいかなる者も、彼の承認なしに宮廷に立ち入ることを禁止した。<sup>31)</sup> さらにクロータール三世

の死後、エプロインが擁立したテウデリク三世Theuderic III. (N.B. 六七三、A. 六八七—六九〇／九二) の戴冠式において、有力貴族の参加を禁止している。<sup>32)</sup> これらの施策が、ブルグンドの分国領域に位置するオートタンに影響を与えないはずはなかった。こうした背景のなかで、レウデガリウスとエプロインの確執は顕著なものとなつていったのである。

ただし、宮廷におけるエプロイン勢力は未だ強固なものではなく、反エプロイン派の貴族たちが、対立国王としてキルデリク二世Chilperich II. (A. 六六一—六七五、B.N. 六七三—六七五) を擁立すると、エプロインはルクスルーLuxeuil修道院に幽閉されてしまった。このとき、エプロイン勢力打倒の立役者になつたのがレウデガリウスであったとされている。<sup>33)</sup> 以上の事件史から看取される限りでは、エプロインの叛乱という特殊な政治的状况を考慮したとしても、司教叙任以降のレウデガリウスの活動もしくは勢力拠点はパリ宮廷とその周辺にあつたと考えられ、彼の都市オートタンでの活動は、建設事業に関する箇所において見出されるのみである。<sup>34)</sup>

さて、キルデリク二世の政権下において、反エプロイン

派の領袖であったレウデガリウスは、当然政治的に影響力のある存在であった。レウデガリウスの宮廷でのこうした立場は、国王にとって煩厭すべきものであったに違いない。実際にも、レウデガリウスはマルセイユの統轄者であったヘクトール Hector という人物と結託して、キルデリク二世の政権を奪取しようと試みていた。<sup>35</sup> 当然キルデリク二世とレウデガリウスの関係は次第に悪化していき、結局レウデガリウスもルクスーユ修道院に追放されることとなった。<sup>36</sup>

このレウデガリウスの失脚劇の背後から、ヘルメナールという人物の姿が浮かび上がってくる。フォーエイカーによると、レウデガリウスが幽閉されているさなか、宮廷で何人かの貴族たちが、レウデガリウスを永久にルクスーユに留置しておくことを企んでいた。この謀略を知ってか、オータンの聖シンフォリアヌス修道院院長ヘルメナールは、キルデリク二世のもとへ行き、レウデガリウスの後継司教としてオータン司教に就位することを懇願していた。<sup>37</sup> フォーエイカーは、中央における諸権力間の確執は都市においても顕著に反映されるものだとして、こうした関連から都市内においてレウデガリウスとは相容れない勢力の存在を想定している。<sup>38</sup> ヘルメナールという人物の存在からも、

レウデガリウスがオータンの支配権を容易に獲得できなかったことは指摘されうるだろう。<sup>39</sup>

前述したように、レウデガリウスが着手した公共事業の中に、聖シンフォリアヌス修道院の整備があった。しかし、同修道院は本来ヘルメナール家門の庇護下に属するものであり、当然のことながら、レウデガリウスが同修道院の庇護権を行使するようになったことは、ヘルメナールの反発を促すものであったと考えられる。<sup>40</sup> 先に述べた、ヘルメナールのオータン司教職をめぐる謀略もこうした背景から生まれたものだとするに困難は生じないであろう。こうした現象は他の事例においても看取される。たとえば、クレルモン司教ブラエイクトウス Praejectus は、三人の聖人崇拜（聖カッシウス Cassius、聖ヴィクトリヌス Victorinus、聖アントリアヌス Antholianus）について干渉しようとしたが、これに対しては反発する勢力が存在していた。例えば、三人の聖人のうち聖アントリアヌスについては、クレルモンのアウイトゥス Avitus 家門との繋がりが五世紀後半から確認されるのであり、ブラエイクトウスの行為はアウイトゥス家門との間に敵対関係を生じさせるものとなったと考えられる。<sup>41</sup>

さて、キルデリク二世との対立の結果、レウデガリウスはルクスーエ修道院に幽閉されることとなったが、それ以前からエプロインも同修道院に追放されており、ここで両者は一時的に和解したという。<sup>42</sup>その後、レウデガリウスとエプロインは、ルクスーエ修道院から解放された。しかし、レウデガリウスが都市オータンへ戻る途中、エプロインはレウデガリウスの入市を阻止している。ただし、ここではリヨン司教ゲネシウスの仲介によって、両者は再び友好関係を結び、ともにオータンへの入市を果たした。このとき全都市民の拍手喝さいによって両者は迎えられたという。<sup>43</sup>

レウデガリウスとエプロインの両者が不和と和解を繰り返したことの直接的原因については、人物そのものを論じる際には重要な史実として捉えなければならないが、本稿の関心とは直結するものではない。ここでは、両者が都市オータンに迎えられる入市の場面について考えてみたい。

『殉教者伝』<sup>44</sup>は、この入市に参加した人物について記している。それによれば、助祭、聖職者など教会関係者があり、その他の参加者については、「都市全体」*civitas tota*と曖昧な表現が施されている。安易にそれを信じるならば、当然都市民の全てが喜びに沸いたという想定を試みる他は

ない。ただし、厳密に考えた場合あきらかにこの文言は誇張表現である。先にみたように、レウデガリウスとは対立するヘルメナールの家門が存在した。またハインツエルマンによると、司教が関わる公的儀式への不参加は、司教に対する反対勢力の存在を指摘できるのだという。<sup>45</sup>トゥールのグレゴリウスの『歴史十卷』には、司教が市民と友好関係を結び、一方で司教と聖職者は不仲であったことを示すエピソードがあるが、<sup>46</sup>オータンの場合は、司教と都市民及び聖職者との関係はこのようにはっきりと図式化できるものではなかった。

もちろん入市の場面からのみ、新たな解釈を提示するつもりはない。しかし、宮廷周辺におけるエプロインとの確執の過程からもわかるように、レウデガリウスはポワティエもしくは宮廷での政治的基盤は確かであるようだが、一方で自己の司教管轄区たるオータンにおいての影響力についてはやはり疑問視せざるえない。このことについてさらに示唆的なのは、『殉教者伝』に記されている次のようなエピソードである。

レウデガリウスとの関係が一時的に回復をみせたにもかかわらず、エプロインはアウストラシア国王クロードヴィ



ク三世Chlodwig III. (六七五／七六)を味方に引き入れ、レウデガリウスとの対立姿勢を強めていく。そしてついに、都市オータンはエプロインの軍隊によって包囲されることとなった。<sup>47</sup>このとき、レウデガリウスは、決戦をも辞せぬ構えであったが、一方で、都市民にとつて都市の混乱は受け入れ難いものであり、平和的解決のために教会の財産を譲り渡そうという意見も出された。<sup>48</sup>

そうこうして、意見が一致しないなかで、エプロインの軍隊が市に侵入し、レウデガリウスは捕虜となり、後に処刑されることとなる。このとき、都市民が被害に遭う代わりに、捕らわれの身になることを自ら希望したという。<sup>49</sup>

この場面での『殉教者伝』の記述については、レウデガリウスの聖人としての姿をあまりに誇張しすぎていると考えざるべきである。それゆえに、このエピソードの理解のためには慎重な検討が要求される。

このエピソードに注目する研究者は、司教の本来的役割のひとつとして都市民の保護に全力を尽くしたという都市守護者としてのレウデガリウスを評価している。また、制度的な問題として、実際に都市の防禦を指揮したという、防禦大権の担い手としての司教の一面を重要視した。<sup>49</sup>これ

に対して、フォーエイカーは都市民との関連から、次のような解釈を試みている。

都市の荒廃を免れるよう教会の財産を包囲軍に与えようと考えたのは都市民であり、こうした都市民の基本的な立場は、都市の防禦が破られて、レウデガリウスが捕虜になった時点で現実のものとなったのだ、と。<sup>51</sup>フォーエイカーによるこの理解に従うならば、都市オータンの命運にもつとも大きな決定権を持っていたのは、都市民であったということにならないか。こうした理解が単なる推測に留まらないのは、もうひとつの事例と比較したとき明らかになるであろう。『殉教者伝』によると、リヨン司教ゲネシウスは、レウデガリウスと同時期に、エプロインの軍隊に都市リオンを包囲されていた。このとき、都市民が司教ゲネシウスの軍隊を援助し、最終的には敵の包囲を打破しているのである。<sup>52</sup>ここで明らかなのは、ゲネシウスと都市民との密接な関係であり、軍隊の指揮権である。これらのことは、レウデガリウスが際会した局面とは大きな対照をなしている。

レウデガリウスの死の原因は、彼が都市民の世論に反して攻防戦に踏み切ったことによる。彼と都市民との信頼関

係は、彼が思っていたほど堅固なものではなく、エプロインの軍隊に都市の蹂躪を許してしまった。レウデガリウスと都市民のあいだには意見の対立があつたことを、ここで再度確認しておくなくてはならない。レウデガリウスは、なにゆえ有していないものを有していると錯覚し、捕らえられて殺害されたのか。あるいは有さないと分つていたが、何らかの事情で都市に執着したのであろうか。だとすれば、それはいかなる事情であつたのか。

畢竟、レウデガリウスはオータンにおける確固たる政治的基盤を有していなかつたがために、都市民と団結して都市の防衛に当たることができなかつたのである。レウデガリウスは市壁の修築などを行つていたから、都市防禦の権限を有していたことは確かである。しかし、軍隊の動員を伴う軍事高権については、なお微妙な立場にあつたといえる。エプロイン側で活躍していた二人の人物、つまりシャロン司教デシデラトウス *Desideratus* とヴァランス司教ボボ *Bobo*、カイザーによつて「戦士の聖職者」*kriegerische Prälaten* として示されているように、確固たる軍隊動員権を背景に、確実な都市もしくは領域支配を実現させていたと考えられる。これに対してレウデガリウスが持つ軍事力

は、「殉教者伝」でみる限りにおいて、過大評価されるべきではない。いずれにしても、レウデガリウスの都市オータンでの立場は、司教支配という概念では捉えることのできないものであつた。

### 第三章 五〇〇〇ソリドウスは何を意味するか

前章においては、主に都市におけるレウデガリウスの支配権について通説的見解の再検討を行った。この章では、司教支配の領域性の問題について考えてみたい。司教の管轄した区域は *Kirchensprengel* と呼ばれ、都市とその周辺もしくはより広範囲にわたる司教区を指す。ただし、この概念は聖界組織における制度上の区分であるので、司教が実際に支配した領域の在りようはきわめて複雑であつたと考えなければならぬ。それにもかかわらず、通説的見解が七世紀後半における司教の領域支配の形成を想定するのは、王権の衰退と地方の有力貴族の台頭を念頭に置いているからであろう。そして、七世紀後半における司教の領域的支配の確立は、あまり議論されなまま認められてきた。はたしてレウデガリウスの事例も、こうした通説的理解の

立証材料となるものであるうか。これについて、筆者は、従来とは異なった視点を提示できるのではないかと考えている。

エプロインの包囲軍は、都市オータンに侵入すると、レウデガリウスを捕らえて盲目刑に処し、市内で掠奪を行った。<sup>54</sup>そして、オータンの支配権はヴァランス司教ボボに譲られ、オータンの教会からは五〇〇〇ソリドウス銀貨が奪われたと『殉教者伝』は記している。<sup>57</sup>この五〇〇〇ソリドウスはかなりの高額である。このことは、ル・マン司教ベルトラムヌスBerthannus（五八六―六一五）がひとつのウィラを獲得するのに、支払った金額が三〇〇ソリドウスであることを考えれば、容易に理解される<sup>58</sup>ところである。

また、ラファウリTeau Lafaurieはメロヴィング期における貨幣価値体系の様相を実証的に明らかにしようとしたが、その研究成果によると、七世紀後半は、流通貨幣としての金貨の<sup>59</sup>鑄造が、金貨から銀貨へ変遷した時期だと考えられている。<sup>59</sup>レウデガリウスによって退蔵された五〇〇〇ソリドウスが銀貨の型であったこともこうした貨幣鑄造の変遷と無関係ではない。この五〇〇〇ソリドウスの意味するところについて、これまで注目されることはなかった。<sup>60</sup>

しかし、実はこの問題は司教の支配領域を考えるために重要な指標のひとつなのである。

まず『殉教者伝』の内容から分る事実として、レウデガリウスが所有する領地に関する記録がほとんど見当たらないことに注目しよう。<sup>61</sup>オータン司教座の領土に関しては、史料が僅少であるがゆえに、レウデガリウスの支配領域を知ることがそもそも不可能であるとも考えられる。また一方では、『殉教者伝』という史料の特質上、レウデガリウスの殉教に大きな関わりを持ったエプロインとの確執が主なテーマとなってしまう。『殉教者伝』の作者が、オータン司教座の領地の記述にまで紙幅を割くことができなかったとも考えられる。しかし、こうした理解に留まるのではなく、ここでは当時の経済状況との因果関係を想定したい。まず、レウデガリウスが生きていた七世紀後半の経済状況の特徴を知るために、同世紀前半との比較を考えてみよう。

七世紀前半のル・マン司教ベルトラムヌスの遺言状に記されている内容から、ベルトラムヌスがル・マン司教区内だけでなく、遠距離においても点在するかなり多くの領地を所有していたことが明らかになる。<sup>62</sup>ベルトラムヌスが、

いかに多くの領地の獲得に心血を注いでいたかを知ることができるのであるが、領地に対する執着心は、ベルトラムヌスにのみ例外的に見られる事実ではない。例えば、カール司教デシデリウスもその聖人伝の中で、遺言状を残しており、そこから九〇あまりの領地が確認されるのである。<sup>65</sup> 領地の取得が七世紀前半に頻繁に行われた一般的現象であった可能性をここで指摘しておきたい。

一方で、七世紀後半のレウデガリウスの場合は何のようであろうか。『殉教者伝』の文言にそのまま従うならば、お布施と教会の設立に莫大な財産を投じたとするほか、領地獲得に尽力したという記述はない。この領地取得の趨勢についてベルトラムヌスとレウデガリウスの両時代に伏在する相違はなんであろうか。ここで考えられるのが、貨幣価値の変化という事実である。ベルトラムヌスの時代においては、貨幣価値の下落が顕著であり、こうした傾向は貨幣を貯蓄に向かわせるのではなく、農業生産の向上との関連から最も見かえりの大きい、領地の獲得に向かわせるものであった。<sup>66</sup>

これに対して、レウデガリウスの時代、とくに六七五年は、流通貨幣が金貨から銀貨に移行した時期だとされてい

る。<sup>65</sup> 七世紀前半以降に金貨の価値の下落に対処するために、銀貨の鑄造が計られ、これによって新たな価値体系に基づいた流通貨幣の成立が、国王の手によってなされたのではないかと想定されうる。こうしたとき、金貨と銀貨という型式の相違にもかかわらず、両貨幣は相互に比較しうるものである。なぜなら、七世紀前半までの金貨は質の低下によって、金の含有量がきわめて減少しており、七世紀後半に発行された銀貨との価値の懸隔はさほど大きいものではなかったからである。<sup>66</sup> このことを前提とすれば、六七五年以降、銀貨に変換せざるえなかったところに、当時の経済的低迷の根本が存在していたことは容易に理解できる。こうした状況においては、購買力の低下は十分に想定されるところである。それゆえに七世紀前半の状況とは異なり、積極的な領地取得よりも、むしろ貯蓄に向かったと考えるに困難は生じないであろう。レウデガリウスが領地の取得に専心できないような必然的前提が、七世紀後半の経済状況の内に存在していたのである。まさに掠奪された五〇〇〇ソルドゥス銀貨はこうした背景の中で理解されるべきではないだろうか。

以上のような所見から、レウデガリウスによる領地の獲

得の事実、ひいてはカイザーによつて主張される七世紀後半以降の司教による領域的な支配という現象は、安易に認められないのである。本来オータン司教区に権力基盤を有していないレウデガリウスの自己支配領域は、きわめて狭小なものであったというのが、妥当な理解ではないかと思われる。都市内におけるヘルメナール家門などの反対勢力の存在からも、司教支配領域の狭小性は事実に近いものとして理解されるであろう。おそらく、レウデガリウスの政治的拠点は司教座教会を中心としてごくわずかな部分であったと思われる。

### おわりに

司教支配の実態について再検討を行った結果、通説的見解では理解されない新たな一面が確認された。すなわち、司教が都市のさまざまな公共事業に尽力し、政治的な有力者であったとしても、実際に都市支配を貫徹していたか否かは別問題として慎重に考察されなければならないのである。本来的にオータンにおいて権力基盤を有していなかったこと、ヘルメナール家門に代表されるような反司教勢力

が存在していたことから、レウデガリウスは確実なる都市支配を実現することはできなかったと考えられる。レウデガリウスの錯覚とは、まさにこうしたことを全て実現できると考えたことにある。通説の根はなお深い。カイザーはレウデガリウスと同じ錯覚をしたのである。都市を越えてさらに周辺にまで及ぶ領域支配については、当時の経済状況から明らかになったように、想定することが困難であると言わざるえない。

他にもオータンと同様の現象が見られるかどうかは、史料が僅少であるため実証することは難しい。しかし、司教がメロヴィング期においてどのような立場の権力体であったのかについて、これまでの通説が一義的な解釈に寄りすぎていたことは指摘されなければならない。オータン司教レウデガリウスの事例から明らかのように、七世紀の司教の多様性を把握することこそが今後求められる研究の方向性といえるだろう。

注

(1) メロヴィング期における司教支配に関する実証研究については、差し当たり以下の文献を参照。E. Ewig, "Milio et eius-

- modi", *Spätantikes und fränkisches Gallien, Gesammelte Schriften* (1952-1973), H. Aisma (Hg.), (Beihfte der Francia; 3, 2), München, 1979, S. 189-219; F. Prinz, "Die bischöfliche Stadtherrschaft im Frankenreich vom 5. bis zum 7. Jahrhundert", *Historische Zeitschrift* 217 (1973), S. 1-35; M. Heimelmann, *Bischofsherrschaft in Gallien, Zur Kontinuität römischer Führungsschichten vom 4 bis zum 7. Jahrhundert. Soziale, prosopographische und bildungsgeschichtliche Aspekte*, (Beihfte der Francia; 5), Zürich/München, 1979; 五十冊録「メロヴィンギ朝時代の司教とキリスト」『西洋史論叢』第三十三号「一九九一年」一—一四頁。
- (2) R. Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königum und Fürstentum, Studien zur bischöflichen Stadtherrschaft im westfränkisch-französischen Reich im frühen und hohen Mittelalter*, (Pariser Historische Studien; 17), Bonn, 1981, S. 55-74. (以下) Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königum und Fürstentum* (以下) Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königum und Fürstentum*, S. 58.
- (3) R. Kaiser, "Königum und Bischofsherrschaft im frühmittelalterlichen Neustrien" (以下) Kaiser, "Königum und Bischofsherrschaft" (以下) Kaiser, *Herrschaft und Kirche, Beiträge zur Entstehung und Wirkungsweise episkopaler und monastischer Organisationsformen*, F. Prinz (Hg.), (Monographien zur Geschichte des Mittelalters; 33), Stuttgart, 1988 (以下) 本論文集
- (4) *Herrschaft und Kirche* (以下) S. 94.
- (5) 西立維の異變に關する村々の文様を參照。F. Prinz, "Herrschaftsformen der Kirche vom Ausgang der Spätantike bis zum Ende der Karolingerzeit, Zur Einführung ins Thema", *Herrschaft und Kirche*, S. 3.
- (6) G. Scheibelreiter, *Der Bischof in merovingischer Zeit*, Wien/Köln/Graz, 1983, S. 172-201.
- (7) P. Fouracre/R. A. Gerberding, *Late Merovingian France, history and hagiography 640-720*, (Manchester medieval sources series), Manchester/New York, 1996. (以下) Fouracre, *Late Merovingian France* (以下)
- (8) Passiones Leudegarii episcopi et martyris Augustodunensis, *Monumenta Germaniae Historica Scriptorum rerum Merovingicarum*, (以下) MG SS rer. Mer. (以下) V. B. Krusch/W. Levison (Hg.) Hannover, 1910, rep., 1979. (以下) Passio Leudegarii (以下) pp. 249-362.
- (9) Passio Leudegarii, I, pp. 282-22.
- (10) Passio Leudegarii, II, pp. 323-56.
- (11) Passio Leudegarii, III, pp. 356-62.
- (12) 版の信憑性の問題に關するは次の論文を參考にした。B. Krusch, "Die älteste Vita Leudegarii", *Neues Archiv* 16 (1891), S. 565-96.
- (13) メロヴィンギ王国内の地政学的特徴は、ネウストリア Neustria (北部ガリア)、『アウトストラシア Austrasia (東北部ガ

- リア)、ブルグンドBurgund(中部ガリア)の三分国による  
 鼎立である。本稿では分国の頭文字とともに國王の在位年  
 代を記す。
- (14) Passio Leodegarii, I, c. 1, pp. 283-84; c. 2, pp. 284-85.
- (15) *Ibid.*, c. 1, p. 284.
- (16) ポワティエ時代のレウテガリウスについては二つ目の版が  
 より詳しい。Passio Leodegarii, II, c. 3, p. 326.
- (17) *Ibid.*, c. 1, pp. 283-84.
- (18) *Ibid.*, c. 2, p. 284.
- (19) 國王に於る司教叙任の様相については、差し当たり P. J.  
 Geary, *Die Merovingier, Europa von Karl dem Großen*, München,  
 1996, S. 161-64; Scheibelreiter, *op. cit.*, S. 128-71を参照。
- (20) Fouracre, *Late Merovingian France*, p. 198; Scheibelreiter, *op. cit.*,  
 S. 170-71.
- (21) Passio Leodegarii, I, c. 2, p. 285.
- (22) Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königium und Fürstennach*,  
 S. 58.
- (23) J. Semmler, "Episcopi potestas und karolingische Klosterpolitik",  
*Mönchium, Episkopat und Adel zur Gründungszeit des Klosters  
 Reichenau*, A. Borst (Hg.), (Vorträge und Forschungen, 20),  
 Sigmaringen, 1974, S. 305-95.
- (24) Kaiser, "Königium und Bischofsherrschaft", S. 94.
- (25) モンペリウスの書籍交換については以下の論文を参照。S.  
 Linger, "L'écrit à l'époque mérovingienne d'après la correspon-  
 dance de Didier, évêque de Cahors (630-655)", *Svodi Medievali* 3  
 (1992), pp. 799-823.
- (26) Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königium und Fürstennach*,  
 S. 58.
- (27) クラウテはメロヴィング期の伯権力についての総括的な実  
 態解明を試みた。D. Claude, "Untersuchungen zum  
 frühfränkischen Comitat", *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für  
 Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* 81 (1964), S. 29.
- (28) レウテガリウスの宮廷を中心とした政治的立場については、  
 五十嵐修氏による研究が最も新しく詳しい。それによると、  
 七世紀後半における、ブルグンド貴族層の中央権力からの分  
 離主義的傾向を考へるこれまでの見解に対して、ブルグンド  
 とネウストリアを跨る貴族グループの繋がりを想定し、この  
 した関連のうちにレウテガリウスの政治的立場が明らかにす  
 られ。O. Igarashi, "Der Bischof Leodegar von Autun (663-678)  
 und Neustrien-Burgund in seiner Zeit (1)", *Wissenschaftsberichte  
 der Toyo Ewa Frauen-Universität* 33 (1994), S. 95-105; *ibid.*,  
 "Der Bischof Leodegar von Autun (663-678) und Neustrien-  
 Burgund in seiner Zeit (2)", *Wissenschaftsberichte der Toyo Ewa  
 Frauen-Universität* 34 (1995), S. 99-109.
- (29) J. Fischer, *Der Hausmeier Ebroin*, (Inaugural-Dissertation zur  
 Erlangung der Doktorwürde), Wilkau-Haslau, 1954, S. 81.
- (30) *Diplomata, chartae, epistolae, leges alicuae instrumenta ad res  
 gallo-francicas spectantia*, vol. II, ed., par J. M. Pardessus, Paris,

- 1849, rep., Aalen, 1969, (以上 *Diplomata* 2冊), Nr. 355, p. 138.
- (31) Passio Leudegarii, I, c. 4, p. 287
- (32) *Ibid.*, c. 5, p. 287.
- (33) *Ibid.*, c. 6, p. 287.
- (34) もともとレウテガリウスの出身はネウストリアであり、彼の兄弟ガエリヌスはパリ伯であった。Fouracre, *Late Merovingian France*, p. 198; H. Ebling, *Prosopographie der Amtsträger des Merowingerrreiches von Chlothar II. (613) bis Karl Martell (741)*, (Beihefte der Francia: 2), München, 1974, S. 153-55.
- (35) Passio Leudegarii, I, c. 9, p. 291.
- (36) *Ibid.*, c. 12, p. 294.
- (37) *Ibid.*, c. 12, p. 295.
- (38) Fouracre, *Late Merovingian France*, p. 199-200.
- (39) フランクでレウテガリウスとヘルメナールの敵対関係は明らかである。おそらく、その後ヘルメナールが「殉教者伝」の作成を指示するに至ったのは、自らの悔悟の念からではなにか推測される。
- (40) Fouracre, *Late Merovingian France*, p. 263; Passio Leudegarii, I, c. 2, p. 285.
- (41) Fouracre, *Late Merovingian France*, p. 263.
- (42) Passio Leudegarii, I, c. 13, p. 295.
- (43) *Ibid.*, c. 15-17, pp. 296-99.
- (44) *Ibid.*, c. 17, p. 299: "Laetatur ecclesia de pastoris praesentia rede viva, plateae ornantur virentis, apant diaconi caeteris, clerici tripudeant cum antephonis, gaudet civitas tota de adventu sui pontificis post persecutionis procella."
- (45) M. Heinzelmann, "Bischof und Herrschaft vom spätantiken Gallien bis zu den karolingischen Hausmetern, die institutionellen Grundlagen", *Herrschaft und Kirche*, S. 59.
- (46) かつて国庫の管理人であったクレルモンの或る聖職者は、司教座教会の管轄権を司教から奪取した。こうした事例が一例でもある限り、都市内における司教の権力を過大評価するべきではなかったであろう。Gregorii episcopi turonensis, *Historiarum libri decem*, IV, c. 1, *MG SS rer. Mer.* I, 2, B. Krusch/W. Levison (Hg.), I, Hannover, 1951, p. 213-14.
- (47) Passio Leudegarii, I, c. 21, p. 302.
- (48) *Loc. cit.*
- (49) *Ibid.*, c. 24, p. 306; Ewig, *op. cit.*, S. 212.
- (50) Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königium und Fürstennacht*, S. 58; 五十嵐「前掲論文」九頁。
- (51) Fouracre, *Late Merovingian France*, p. 205.
- (52) Passio Leudegarii, I, c. 26, p. 307.
- (53) *Ibid.*, c. 25, p. 306-7; Kaiser, *Bischofsherrschaft zwischen Königium und Fürstennacht*, S. 58.
- (54) Kaiser, "Königium und Bischofsherrschaft", S. 94.
- (55) Passio Leudegarii, I, c. 24, p. 306.



(56) *Ibid.*, c. 25, p. 307.

(57) *Loc. cit.* ボボがオータン司教であった期間は一年弱であったと推測される。ボボの後、ヘルメナールがオータン司教に就位した。一方レウテガリウスは、反逆罪を問われ國王裁判を経て、六七八年に処刑された。Passio Leudegarii, I, c. 33-35, p. 314-17; Liber Historiae Francorum, c. 45, *MG SS rer. Mer.* II, B. Krusch (Hg.), Hannover, 1888, rep., 1984, p. 319; *Chroniarum quae dicuntur Fredegarii scholastici continuationes, MG SS rer. Mer.* II, c. 2, p. 169.

(58) 三〇〇ソリドゥスの対価を支払ったウイラ・シエレCherréは、スルトラムヌスが購った中で最も高額なウイラである。M. Weidemann, *Das Testament des Bischofs Berrann von Le Mans vom 27. März 616. Untersuchungen zu Besitz und Geschichte einer fränkischen Familie im 6 und 7. Jahrhundert*, (Römisch-Germannisches Zentralmuseum, Forschungsinstitut für Vor- und Frühgeschichte, Monographien; 9), Mainz, 1986, S. 39.

(59) J. Lafaurie, "Monnaies d'argent mérovingiennes des VII<sup>e</sup> et VIII<sup>e</sup> siècles, les trésors de saint-Pierre-les-étieux (Cher)", *Plasseg (Gironde) et Nohanent (Pu-de-dôme)*, *Revue Numismatique* 11 (1969), p. 119f.

(60) フォーエイカーは、軍隊維持に起因する貨幣需要の増加が背景にあるとみられる。Fouracre, *Late Merovingian France*, p. 242.

(61) レウテガリウスの遺言状において若干の領地名を確認する

ことができる。しかし、この遺言状は「殉教者伝」を基にして後の時代に作成されたものである。Testamentum Leudegarii, *Diplomata*, pp. 173-74.

(62) *Actus pontificum Cenomannis in urbe degentium*, éd. par G. Busson/A. Ledru, (Archives historiques du Maine; II), Le Mans, 1901, p. 98f.

(63) *Via Desiderii Cadurcae urbis episcopi*, c. 30, *MG SS rer. Mer.* IV, B. Krusch (Hg.), Hannover, 1902, rep., 1977, pp. 586-88.

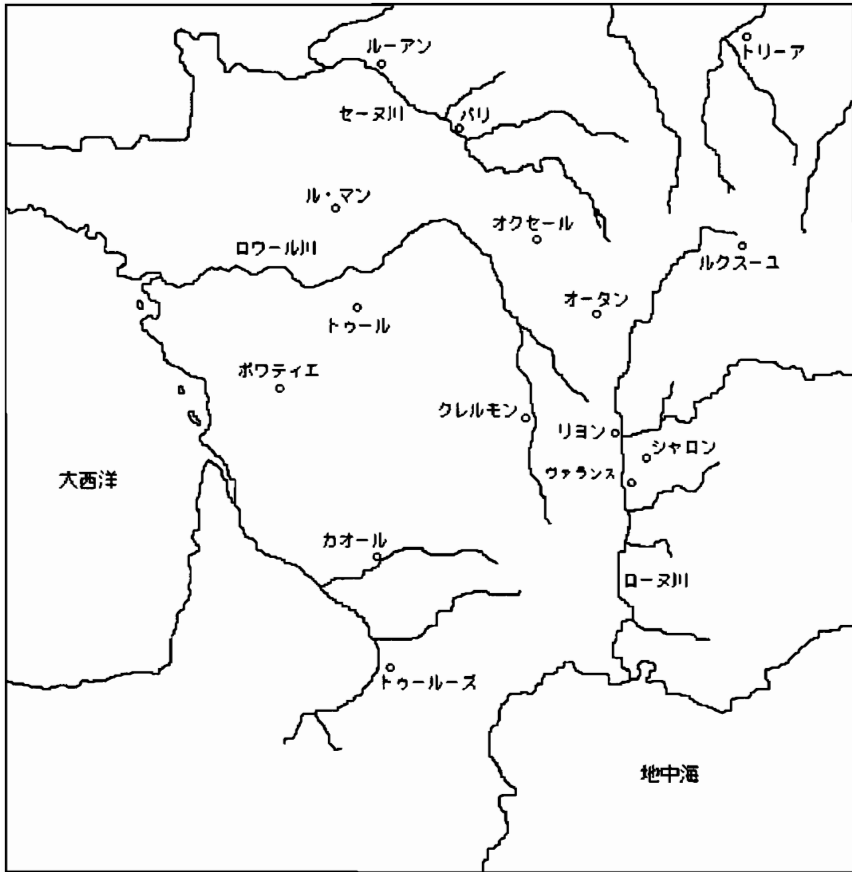
(64) 佐藤彰「メロヴィング期フランク王国における国王真相(一)」『法経論集・法律篇』(愛知大学)第九九号、一九八二年、五四―五五頁。

(65) Lafaurie, *op.cit.*, p. 119f. id., "Numismatique, des mérovingiens aux carolingiens, les monnaies de Pépin de Bref", *Francia* 2 (1974), pp. 26-48.

(66) P. Berghaus, *Wirtschaft, Handel und Verkehr der Merowingerzeit im Licht numismatischer Quellen. Untersuchungen zu Handel und Verkehr der vor- und frühgeschichtlichen Zeit in Mittel- und Nordauropa, III, Der Handel des frühen Mittelalters*, K. Düwel/H. Jankuhn/H. Siems/D. Timpe (Hg.), Göttingen, 1985, S. 193-213; 森本芳樹「西欧中世前期貨幣史の諸問題——一九六〇年以降ヨーロッパ学界の研究成果から——」『経済学研究』第五六巻、第五・六号、一九九一年、二〇八頁。

付記

本論文を成稿するにあたって、トリリア大学のハンス・ヒューベルト・アントン Hans Hubert Anton 教授、ならびに同じくトリリア大学のペーター・ピンツェン Peter Hintzen 氏 (Mitarbeiter im Sonderforschungsbereich 235) より多くの助言を賜った。感謝の意を表したい。



関連地名図（筆者作成）